

岩手県選挙管理委員会告示第49号

平成21年7月21日の衆議院の解散による衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり定めた。

平成21年8月14日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

平成21年8月18日